

## 「令和4年度熊本県北インバウンド誘客強化事業」プロポーザル実施要領

### 1. 業務委託名

「令和4年度熊本県北インバウンド誘客強化事業」業務委託

### 2. 目的

菊池川流域の4市町（玉名市、山鹿市、菊池市、和水町（以下「4市町」という。））及び熊本県（県北広域本部、鹿本地域振興局、玉名地域振興局）で構成する熊本県北観光協議会では、国外からの誘客推進を図るため、台湾及び香港をメインターゲットとしたインバウンド向けの着地型旅行商品の造成や教育旅行誘致等に取り組んできた。

しかしながら、これまで増加傾向にあった4市町の外国人宿泊客数は新型コロナウイルス感染拡大等の影響により、大幅に減少している。

まずは、新型コロナウイルス感染拡大前の状況まで、外国人観光客数を回復させる必要があるが、県北地域の認知度がまだまだ高くないことやコロナ禍での観光ニーズ等の情報不足、地域の観光施設の受入環境が十分でないこと等の課題を抱えている状況であり、この課題を解決することを本事業の目的とする。

### 3. 業務委託の内容

別紙、仕様書の内容のとおり。

### 4. 業務委託上限金額

10,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

（上記金額には、業務において発生する交通費や事務経費等の諸経費、消費税及び地方消費税を含む。また、提案に当たっての目安（上限）となる額であり、契約額は別途設定する予定価格の範囲内で決定することとなるため、上記の金額と必ずしも一致しない。）

### 5. 業務委託期間

契約日から令和5年2月28日まで

### 6. 委託条件

#### (1) 実施体制

実施体制には、統括責任者及び業務責任者を置き、業務全般の活動を一元化すること。

#### (2) 年間の事業実施スケジュール（事業計画書）の作成

企画提案時に、年間の事業実施スケジュール（事業計画書）を作成し、提出すること。

(3) 業務完了報告書の作成

事業実施後において、業務完了報告書を作成し、提出すること。

(4) 契約後の業務

本プロポーザルは、受託者の特定を目的に実施するものであり、契約後の業務においては、本協議会と協議を重ねながら実施計画を作成することとし、必ずしも提案内容に沿って実施するものではない。

7. 参加資格

本プロポーザルに参加を希望するものは、次のすべての要件を満たしていること。

- (1) 国税又は地方税を滞納していないこと。
- (2) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (3) 熊本県及び 4 市町における委託契約に係る指名停止処分期間中でないこと。
- (4) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)の適用を申請している者でないこと等、経営状況が著しく不健全な者でないこと。
- (5) 本業務について、十分な業務遂行能力を有し、常に連絡調整ができるように、体制を整えておける者であること。

8. 参加表明書及び誓約書等の提出

本プロポーザルに参加を希望するものは、参加表明書(様式第 1 号)及び誓約書(様式第 2 号)をメールで提出後、電話にて確認をとること。

参加表明後、辞退の申し出を行う場合は、参加辞退届(様式第 3 号)をメールで提出し、併せて電話で連絡を行うこと。

9. 企画提案書等の提出

企画提案にあたっては、以下のものを 7 部提出すること。

- ① 企画提案書の概要(様式第 4 号)
- ② 企画提案書(様式自由) ※20 ページ以内
- ③ 概算見積書(様式自由)
- ④ 類似業務実績(様式自由、記載があれば会社案内でも可能)
- ⑤ 業務体制図(様式自由)
- ⑥ 事業実施スケジュール(様式自由)

10. 選定基準

事業企画内容、企画力、業務体制や実績などを総合的に勘案し、委託業者としての適格性、妥当性を評価する。

11. 提出日及びプレゼンテーション実施日

- ① 参加表明書：令和4年8月10日（水）午後5時まで（期日厳守。）
- ② 企画案提出日：令和4年8月23日（火）午後5時まで（期日厳守。必着。）
- ③ プレゼンテーション実施日：令和4年9月1日（木）（時間は後日連絡します）

※企画が多数あった場合は、事前審査で3社程度を選定して、プレゼンテーションを行う。

【説明時間 20分】

※プレゼンテーション会場：山鹿市役所 3階 301会議室

（〒861-0592 熊本県山鹿市山鹿 987番地3）

※プレゼンテーションについては、新型コロナウイルスの感染拡大状況等により、オンラインにより実施する場合がある。

12. 提出先

〒865-0025 玉名市高瀬 290番地1（玉名商工会館2階）

熊本県北観光協議会 事務局

（玉名市観光物産課 観光政策係 担当：川富）

13. 質問の受付

委託業務に関する質問は末尾記載のメールにより受け付ける。

- ① 期限：令和4年8月5日（金）午後5時まで
- ② 回答：参加表明者全員に対し、メールで令和4年8月12日（金）までに回答する。

※質問者名は伏せた状態で回答します。

14. 契約候補者の選定

熊本県北観光協議会及び関係者により厳正かつ中立に審査・評価し、最も優れた企画提案業者を契約候補者として選定する。

15. 採否の通知

採否の結果は、プレゼンテーション後3営業日以内に、企画提案業者に通知する。

なお、採否結果に係る問い合わせについては回答しないものとする。

16. その他

- ・提案書については返却しない。
- ・企画作成や提出に関する費用負担は提案者が負担すること。
- ・本業務への参加は共同提案も可とする。ただし、共同提案は3者以内とすること。

※問い合わせ先

熊本県北観光協議会 事務局

(玉名市観光物産課 観光政策係 担当：川富)

TEL：0968-73-2222

メール：kanbutsu@city.tamana.lg.jp